

ロシア第一国会と農民運動の性格

大畑, 勝

<https://doi.org/10.15017/2244510>

出版情報 : 史淵. 96, pp.91-108, 1966-09-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



ロシア第一国会と農民運動の性格

大 畑 勝

〔一〕

一九〇五年一月のいわゆる「血の日曜日」事件に初まり、一九一七年十月の社会主義大革命に至るロシア・ソヴェト史の著しい変革の歴史をこの国の歴史的発展の合法的過程として把握する時、その変革の主たる原動力となつた諸々の社会階級間の相互関係が重要で、また興味深い問題として提起される。

二十世紀初頭の帝政ロシアの社会にあつて、地主、ブルジョアジー、労働者、農民の主要なこの四階級間の相関関係は極めて複雑な経緯をたどりつつ一つの社会変革が行われるが、本論では特にこのような変革の主体をなした労働者と農民の両階級の「勢力の同盟」がどのように形成され来たつたかという問題を第一次ロシア・ブルジョア民主主義革命における農民革命という視点から考察を試みたい。

世界史的観点からすれば、二十世紀前半のロシア・ソヴェト史の展開は、変革の主体たるこの両階級の「勢力の同盟」関係が、最も大規模に行なわれたいわば「世界史の実験」であつたと見做すこともできよう。歴史過程の中では、それはブルジョア民主主義革命において、社会主義革命において、社会主義・共産主義の建設期に現象するが、またその成否が

ゝる歴史的转变の成否に直接的に關連を有している事は更めて論ずるまでもない。ロシア・ソヴェト史の現実の過程において、それは（一）一九〇五―一九〇七年のブルジョア民主主義革命、（二）一九一七年二月のブルジョア民主主義革命、（三）一九一七年二月―十月のブルジョア民主主義革命の社会主義革命への成長転化の過程、（四）一九一八―一九二〇年の内戦と外国干涉排除の過程、（五）一九二一年以降の社会主義建設期、の五段階において展開されている。それぞれの段階において「勢力の同盟」のあり方、その内容自体に相違があるのは勿論である。本論で注目する第一段階のそれは、かゝる「勢力の同盟」のいわば形成期にあり、その後の同盟關係の發展に规定的影響を与えた点で特に歴史的重要性を有するものと見なければならぬ。本論ではこの第一段階の中で、更に問題点と時期を限定して、第一国会の時期（一九〇六年四月―七月）を中心として、国会と農民の動きに視点を据えつつ若干の考察を試みたい。⁽¹⁾

〔二〕

一九〇五年一月九日のいわゆる「血の日曜日」事件に端を發した第一次ロシア・ブルジョア民主主義革命はまず労働運動の高揚がその先驅的役割を担つた。⁽²⁾一九〇五年一月から三月迄の期間だけでもすでに三、四五百件以上のストライキが生じ、それへの参加者数は延べ八一〇、一六二人以上に達した。⁽³⁾一九〇五年全体ではストライキ参加者延数は二、八六三、一七三人以上となり、それに先行する五年間の総数の十四倍に達する。⁽⁴⁾

かゝる労働運動の革命初期における高揚は当然農民運動に、兵士の運動に、またブルジョアジーの一連の動きや民族運動に刺戟的・促進的影響を与え、一九〇五年の十月武装蜂起（モスクワ）に至る全革命運動の高揚に導入的役割を果たしたとみることができよう。本章では特に農民運動に及ぼした労働運動の影響を考察しよう。⁽⁵⁾

全国的に農民運動が続發した一九〇五年に先立ち、すでに一九〇二年のウクライナ地方 *Укpaиua* を中心とする農民運動をはじめ、二十世紀に入つて既に一九〇五年迄に六七〇件の運動が記録されている。⁽⁶⁾件数のみについて言えば、革命の

三年間には一九五〇年の三、二二八件を頂点として七、一六五件という未曾有の規模に達している。⁽⁷⁾ またこれを時期的にみると三年間にわたり三つの高揚期を形成しつつも可成りの分散性、非同時性が指摘され、この点からみて運動の自然発生の性格が濃厚である。⁽⁸⁾ 地域的にも同様の事実が指摘しうる。半封建的諸関係が最も強く残存する中央黒土地帯 Цэнтраўна-чэрноземны район、それに次いで右岸ウクライナ Правобережная Украина、左岸ウクライナ

Левобережная Украина、中部ボルガ地帯 Средневожжский район、白ロシア Беларусь などが多発地帯として指摘されうる。⁽⁹⁾ また運動の形態は所領の破壊 Разгромы имений 放火 Поджоги などが極めて高い比重を占め、⁽¹⁰⁾ 闘争の主要目標が地主であつた事はこの時期の農民運動の基本的性格を知る上で重要な示唆を与える。⁽¹¹⁾

かゝる農民運動の基本的課題は半封建的土地所有形態の廃棄と政治的自由の要求にあつた。それは多くの農民集会の決議の中にもみられるが、全国的農民運動の組織体であつた全露農民同盟 Всероссийский крестьянский союз 第一回大会での農業問題についての審議の中にとりわけ明瞭に表明されている。⁽¹²⁾

初日に既に三十名以上の農民代表が異口同音に土地私有制の廃止とその国有化を唱えた。例えばウラディミル Владимир 県代表は「土地は神の贈物だ。…それが地主により占拠されている。…土地はそれを耕す者にのみ所属すべきだ」と述べ、また同県の他の代表は「私的土地所有は廃止され、土地はそれを自家労働力で耕す者の所有に移さるべきだ」⁽¹³⁾と述べている。この点に関しては彼等は全農民の意見を代表すると共に、その間には顕著な見解の相違は存在しないように思われる。⁽¹⁴⁾ またこのような全露農民同盟における傾向は、全国的な農民運動のかなり忠実な反映である事は、各地域での農民集会の決議書の内容を検討する事により確認される。⁽¹⁵⁾

かゝる農民運動の展開は農民の自然発生の運動としての側面を有するとともに、労働運動に刺戟され、労働者側からの積極的な働きかけによつて生じたこともまた疑いない。一九〇五年四月、ロシア社会民主労働党 РСДРП の第三回党

大会がロンドンにおいて開かれ、その際特別決議として「農民運動に対する態度について」《Об отношении к крестьянскому движению》が採択された。農民の革命運動を支持すること、半封建的土地所有形態の廃棄のため努力すること、革命的農民委員会の組織、農村プロレタリアートの組織化などがその主要内容である。農村での組織活動や宣伝活動を行ったのはこの大会によつて特に選ばれた中央委員会 Центральны́й комите́т とそれにより指導される地方組織である。⁽¹⁶⁾この地方組織は都市組織 городская организация と区組織 окружная организация がつくられ、それが農村で具体的活動を展開した。更にその下部組織としては各地で代表者会議 конференция がおかれ各地方農村での地方組織の活動を均等化する作用を果たした。⁽¹⁷⁾これらの組織の中では労働者が顕著な役割を演じ、とりわけ農村との結びつきをもつ労働者によつて農民に対する活発な働きかけがなされた。特に一九〇五年春以来の労働運動の高揚とともに、ストライキや革命に参加したために解雇された労働者は少くなく、これら帰村した労働者や、あるいは季節的労働者を通じて農村工作が積極化した。⁽¹⁸⁾

これらの活動家は農村において多彩な活動を展開したが、その重要な一部は農民間における宣伝・扇動活動であろう。ロシア社会民主労働党 РСДРП の機関紙「フペリヨード」《Вперед》、その後の中央機関紙「プロレタリー」《Пролетарий》など、また後の合法新聞「ノーヴァヤ・ジズニ」《Новая жизнь》「ナシエ・エホ」《Наше эхо》「ボルバ」《Борьба》などが拡められている。また各地方毎にこれら文献の影響を強く受けた新聞が出されている例を見出すこともできる。⁽¹⁹⁾また新聞以外にも、文献がかなり配布されている。例えば「血の日曜日」事件の直後中央委員会は呼掛け обращение 「農民諸君への我々の言葉」《Крестьяне, к вам наше слово》と表記されたビラを出し、これは多くの地方組織で増刷されている。更に同年四月、中央委員会は宣言書 прокламация として「新しいツァーリ的好成绩」《Новые царские милости》を出し、また呼掛けとして「農村インテリゲンツィアに訴える」《К деревенской

ИНТЕЛИГЕНЦИИ》の中では、農民の中のインテリゲンツィアの精力的な活動をよびかけている。⁽²⁰⁾

左翼諸政党の代表、労働者、インテリゲンツィアなど農村工作者は農民が各地で催した農民集会に積極的に参加しつつ、その決議文 *приговор* の作成にも参与し、また影響を与えた事が推察される。これら農民の決議書が急進的・政治的であり、革命的内容を含むものが多い事実は、それが農民だけの意識の反映と言うよりは、上記の諸階層の強い影響下にあつた事を物語るものであろう。なおこの事については後述する。

このような労働者による農村への働きかけによつて、労働者階級と農民層の「勢力の同盟」が意識的・主体的な形態をとつて現象し来たつた若干例が存する事は注目すべき現象である。特に工業諸県においては工場地帯周辺の農村では労働者と農民の結びつきは密接であり、労働者と農民の共同行動、農民による労働者への支援活動が行われている。⁽²¹⁾

以上の考察に基づいて、次のように要約されよう。この時期の社会運動をみる時、勿論その局限性、一時的性格は濃厚ではあるが、農民の革命的運動は労働運動の高揚により触発されて自然発生的に生じつつも、労働者の側からも絶えず積極的な働きかけによつてその組織化・統一化・意識化の試みは為され続けた。しかしそれは当時の全ロシアの農民数と広大な土地の拡がりを考慮する時、その主体的条件は未だ不足していたと言ふべきであらう。しかしこのような形態においても、なお農民運動の発展は革命勢力の重要な一翼を担いつつ、それを支えたのであり、かゝる意味において客観的には労働者階級と農民の「勢力の同盟」は存在したと言ふべきであらう。

〔III〕

一九〇五年春から秋にかけての革命の波の高まりは、ツァーリ政府を全く窮地に追込め、支配階級はその唯一の活路をブルジョアジーとの妥協によるその革命戦列からの離脱の中に求めたのは周知の通りである。一九〇五年十月十七日のツァーリ・マニフェスト⁽²²⁾ *Манифест 17 октября 1905* はかかる政治情勢の端的表現であり、ここに革命は極点に達すると

ともに、革命と反革命の勢力均衡の状態が現出したと考えられる。

このツァーリ・マニフェストの中で「ブルイギン議会」⁽²³⁾《Булыгинская дума》の如き諮問機関 законосовещательный орган とは異なる立法機関 законодательное учреждение とつての国会 Государственная дума の開設が約束された。政府がこの国会に期待したものは、このような人民に対する一連の譲歩をてことしての革命勢力の弱体化にあった。即ち、ブルジョアジーはこの成果に満足して、革命勢力から分離するであろうし、また農民はその要求が国会によって実現されるかのような幻想を抱く事によりその運動を弱めるであろう事が期待されたのである。

一九〇五年十二月十一日に、この国会のための新しい選挙法が出された。十二月モスクワ武装蜂起の敗北後の革命全般の退潮の諸条件の中で、ブルイギン議会に対するが如きホイコット戦術は成功せず、帝政ロシアにおける最初の議会が誕生するに至つた。⁽²⁴⁾

新しい選挙法の下では人民の過半数は選挙権を持たず、資産による法定資格が問われ、階級的不平等がその基礎にあつた。まず選挙権が与えられなかつたのは婦人、二十五才未満の青年、軍人、若干の少数民族であり、また労働者は多くの制限によりその四分の三は選挙権がなかつた。有権者は、財産上の基準により四つの部類^{Классы} куды に分けられる。地主・土地所有者 クーリア では、直接選挙人一名を出す有権者数は二千人であり、都市クーリア（ブルジョアジー、小ブルジョアジー、比較的暮し向きのよい労働者の小グループ）ではそれは四千人であつたが、農民クーリアではそれは三万人、労働者クーリアでは九万人であつた。また選挙は労働者の場合は三段階で、農民の場合は四段階で行われるようになっていた。このような選挙法によつて政府は資本家と、とりわけ地主の国会における優越を計るとともに、革命勢力の排除を志向した。⁽²⁵⁾

モスクワ十二月武装蜂起の失敗と革命の全般的退潮が始まつた一九〇六年には、ツァーリ政府は先に十月マニフェスト

によつて与えたこの政治的譲歩の重要部分の奪還を志向した。即ち、一九〇六年二月二十日と同年四月二十三日の法律がその一つで、これは十月マニフェストの内容の一部取消を含むものであつた。この法律によれば、国会は形式上立法機関であるが、同時にそれに優越する立法機関として国家會議 Государственный совет が置かれ、その構成は半ばツァーリ政府によつて任命され、国会での決定を確認するとともにそれを拒否する権能をも有した。同時に一九〇六年四月二十三日には新たな反動的立法たる国家基本法 Основный государственный закон が發布された。⁽²⁶⁾

国会選挙は一九〇六年二月から三月にかけて、革命鎮圧の諸条件下に行なわれた。それはモスクワその他諸都市での武装蜂起敗北の直後であり、したがつて一連の地域では未だ戒厳令下にあつた。このような情況下での選挙であつたから、予定された五二四人の選出者は揃わず、四七八人が国会議員として選出された。その構成をみると、立憲民主党員（カデット）*кадет* 一七九人、自治論者（ボーランド、ウクライナ、エストニアなどブルジョア民族的グループ）*автономист* 六十三人、十月黨員（オクチャブリスト）*октябрист* 十六人、無党派派 *беспартийных* 一〇五人、勤労黨員（トルドヴィキ）*трудовики* 九七人、社会民主党員 *социал-демократ* 十八人であつた。⁽²⁷⁾

一九〇六年四月二十七日より、カデットのエス・ア・ムロムツェフ *С. А. Муромцев* を議長として、第一国会はペテルブルグのタヴリーダ宮 *Таврический двор* で開かれた。⁽²⁸⁾ この国会においては、当然予想された如く、農民革命の中心的課題であつた土地問題を含む農業問題の解決がその焦点となり、この問題をめぐつて国会は激動し、殆んど全くこの問題に終始した観がある。各政党からは、それぞれの階級的利害に基づいた問題解決の議案が提示され、五月八日より農業問題の審議が始められた。

カデットは革命の中のロシア・ブルジョアジーの独自の利害に基いて、四十二名の連署をもつて提示された「四十二人の法案」*«Проект 42-х»* を提出する。これは「公正なる補償」*«справедливое вознаграждение»* を行つて地

主の土地の一部だけを強制的に収用せんことを定めたものである。勿論この土地法案は農民の利害からではなく、ロシア・ブルジョアジーの有する地主との深い経済的関連から、むしろ地主の利害に立つて土地問題の解決を試みようとしたものであり、ロシア・ブルジョアジーの保守的、権力依存的体質を明示したものと考えるべきであろう。この法案による「公正なる評価」《справедливое оценке》に基づく地主所有地の一部買取り **выкуп** はいわば一八六一年の改革の再現にすぎないのである。

第一国会における農民代議員は、最初はカデットに味方する如くであつたが、やがて農民層の利害を代表する独自のグループを構成した。トルドヴィキ・グループ（勤労党）**трудовая группа** がこれである。彼らは同様に土地問題の革命的解決のために連署をもつて「一〇四人の法案」《Проект 104-x》を提出した。この法案の中には、国会より「土地と自由」《земля и воля》を熱望してやまぬ全ロシアの農民の要望が込められていたと見るべきである。この法案は先述のカデット法案とは根本的に相違し、農民の利害に立脚して買取りなしでの半封建的土地所有形態（地主、修道院、教会、皇族領、国有などの土地所有）の廃棄と、その全人民的所有への移譲、つまり国有化を想定するものであつた。つまりこれは本質的に土地改革ではなく土地革命への要求である。⁽²⁸⁾

これら二法案と異なり社会革命党（エス・エル）**Партия социа-революционеров** は「三十三人の法案」《Проект 33-x》を提出した。これは外見上極めて急進的であり、私的土地所有廃棄後の土地所有・利益の形態としては、あらゆる土地の「社会化」《социализация》が想定されていた。即ち土地の国有化ではなく、すでに資本主義的諸関係の浸透により崩壊していた農村共同体（オプシチナ）**община** による公有化が想定されていた。その意味でこの法案は空想的・ナロードニキの色彩が濃く、国会内外で農民の注意を惹くには至らず、審議なしに拒否された性格のものであつた。⁽²⁹⁾

第一国会における労働者グループ、即ち社会民主主義派 **социа-демократическая фракция** は土地問題に関しては

独自の法案は提出せず、革命的農民運動の要求を反映したトルドヴィキの法案を支持した。ここに国会内において意識的形態としての労働者と農民の連帯をみる事ができるし、それはまた当時の国会外における両階級のあり方の反映とも見ることができ⁽³¹⁾る。

ロシアの農民は国会における土地問題の審議に注視すると同時に、その根本的解決を国会に期待した。しかし混乱の中に審議は進まず、階級間の利害の対立は一層激化しつつ、一九〇六年六月一日迄それは継続された。困難な局面打開のため六月六日、各党派からの比例代表九十九名より構成される農業委員会 *Аграрная комиссия* を作成し、法案作成の作業が継続されることとなつた。⁽³²⁾各党派の意見は上述の如くであつたから、この委員会の志向には当然私有地の強制的収用という考えが基本的には横たわつてゐる筈であつた。

政府は地主的利害に立つて、かゝる国会の動向を極めて危険視し、六月二〇日人民に対する呼掛け *обращение* の形で宣言文 *заявление* を公けにするに至る。その中で、五月十三日の国会における「*Горемыкин И. Д. Горемыкин* の宣言 *декаларация* の命題を反覆した。即ち、「土地もなし、自由もなし」*«Ни земли, ни воли»*」である。政府は私有地の強制的収用に反対して次のように述べてゐる。「土地は誰れのものでもなく、如何なる所有権もそこに働らく者の用益の中にあるべきであり、それ故あらゆる私有地の強制的収用を行ふべし、という農民間に拡められた確信を、政府は全く正しからざるものと認める」⁽³³⁾このような政府の農民の要求と相容れぬ強硬態度にカデットは著るしく動揺を來した。⁽³⁴⁾

このような情況の中で、政府は一九〇六年七月九日、第一国会の解散についての勅令とマニフェストを公けにした。国会に対する政府の期待は全く外れ、農民の態度は急進的であり、カデットでさえ一定の進歩性を示すに至つては、政府もこれを弾圧する以外になかつた。第一国会は何の成果もなく解散され、⁽³⁵⁾その建物は軍隊により取巻かれるに至つた。その後主としてカデットから構成される二百人の代議員がウィボルグ *Выборг* で協議会を開いて呼掛けを採択し。その中で

人民に対し政府への「消極的抵抗」《Пассивное сопротивление》（新兵を出さない、租税を支払わない、公債を認めない）を示すことが提案された。⁽³⁾しかし農民は国会解散に対しては、全国的農民運動の展開という積極的抵抗を示した。⁽³⁾国会解散と同時に起つた新しい社会運動の高揚は革命がまだ進行中であることの証左であり、その中心は完全に国会外にあつた。

〔四〕

前章までに考察した如く、第一国会の時期（一九〇六年四月二十七日から七月八日迄）を中心として、革命の展開を背景に国会内外において農民運動に対する労働運動の一定の影響が明瞭となつてくる。国会内においては、農民代議員たるトルドヴィキを自由主義ブルジョアジーたるカデットの影響から切離し、社会民主主義派との共闘体制に組入れることであり、これは或程度成功した。次に国会外では労働者が農民闘争に直接参加し、そのブルジョア民主主義的諸要求の実現に指導・助言を与えるとともに、農民の意識の变革に努めねばならなかつた。この点については史料に基づいて詳びらかにせねばならない。

一九〇六年四月末より五月初頭にかけて、ロシア社会民主労働党 РСДРП シンヒルスク Симбирск グループが農民に対し次のような文書を発している。「国会で人民の要求を宣言した農民と労働者代議員は、政府と戦うために国会へ赴いたのであり、取引きのためではない。戦うためには力が必要である。彼等を選んだ諸君は農民および労働者代議員を、トルドヴィキ・グループを支持せねばならない。諸君の支持がなければ彼等は無力である。労働者が巨大な力をもつのは彼等が結合した時であり、とりわけ諸君は村で、郷で、郡で、全ロシアで団結しなければならない。……農民諸君／諸君の要求を、諸君の代議員の要求を政府は遂行しないし、全国会はそれを支持するのではない。……自由は獲ち取らねばならない。国会はこの事ができない。あらゆる自由を自身のものになしうるのは人民、つまり労働者と農民のみである」これ

と類似の宣言書も他にみられる⁽³⁸⁾。またこのようなピラが農民間に可成り行渡つた事實は、後の警察の捜査により明らかとなつた。⁽³⁹⁾

労働者や左翼政党の働きかけを受けつつ、農民は国会に対し彼等の要求を反映させるため彼等の代表に対し指示 *наказ*, 決議 *приговор*, 手紙 *письмо*, 電報 *телеграм*, 呼掛け *обращение* などを農村集会において作成し、国会に送付した。かくる農村集会には左翼政党の代表が参加したり、また労働者が若干加わつて議事や文書作成に影響を与えたと考えられる。史料集「ロシアにおける国会」《*Государственная дума в России*》の中には、この時期に相当する文書として *Нижнегород*, *Нижегород*, *Минск*, *Самара* (2), *Пенза*, *Симбирск*, *Киев* 各県のもの合計七種を見出す。これら史料に基づき農民の要求は何か、当時の農民運動の意識性の二点について追求してみたい。

一九六〇年六月二日、サマラ県ブルズルク *Бузулук* 郡、ソロチン *Сорочин* 郷の農民決議書の全文を引用する。

「我々ソロチン郷を構成する村の代表と、これらの村の農民は六月二日、国会議員 *И. Э. С. Ротхофф* *И. С. Лотхов* の到着に際し、二千人で全体集会をもち、国会活動につき彼の話を聴き、次のことを決定した。

(1) 国会により政府に表明された不信にも拘わらず、国会の全要求に対し政府は相変らず拒否でもつて答えたが故に、民族と性の区別なく、普通、平等、秘密投票に基づいて、憲法制定議會を召集することを国会に要求する。

憲法制定議會のみが苦しみぬいている人民をして平和に、穏やかに生き、役人の専横を恐れず発展することを可能にする。

我々が自分の要求に関し妨害されずに集会し、審議できるように、憲法制定議會は人民に集会の自由、印刷や口頭での言論の自由を確保する法律を出し得る。憲法制定議會は地主、富者、郡、御料地、修道院のすべての土地を没収でき

る。土地の収用は無償で行わねばならぬ。我々農民は半世紀にわたり法外に多くを支払い、その期間に種々の苛税を負担して来たのだから。

(2) 我々はすべての直接税、間接税が累進課税に置換されるよう要求する。富者程多く、支払能力ある階級にそれらを支払わせよ。

(3) 身分その他あらゆる制限の撤廃を我々は要求する。法の前ではすべて平等である。

(4) キリスト教精神に反する死刑の廃止。

(5) 地方長官や我々を支配する役人の廃止。

(6) 巡査を我々のところから去らせる事。

(7) 酒類販売に対する独占の廃止。

(8) 国の費用で無償の普通教育を。

(9) 政治的恩赦。人民への暴圧者への裁判。

(10) これら要求が実現されぬ場合は、租税支払を拒否し、将来のよびかけにおいても新兵を出さぬこと。

そして繰返えし言おう。憲法制定議会のみが、それらを為しうるといふ事を。

政府が飢えた農民を宥めんとして行ふ如何なる姑息手段も、国の平穏で平和な発展を確保できない。

我々の要求を大胆に支持せよ。これは人民の意志であり、その方へと人民は向かっているのだから。〔40〕

長文をも顧みず敢えてこの決議文を引用したのは、これがかゝる種類のものの典型的なものであり、農民の諸要求が集約的に表現されていること、また当時の農民運動の意識を知る重要な手懸りとなるであろうからである。

農民集会の決議書には例外なく、そして大部分においてはまず第一に掲げられているのは、半封建的土地所有形態の廃

棄とその国有化の要求である。⁽⁴¹⁾農民革命の主たる内容が土地革命であることを立証するものと考えてよいであろう。このサマラ県の決議書の場合にはその実現の手段として憲法制定議會 Уредительное собрание の召集を考慮している点で他の同種のものより一層理論的、現実的であると言えよう。第二に税制改革についての農民の要求も極めて強く、ペンザ県の一例を除けば他はすべてこれを掲げている。そこには租税負担の過重による農民の苦悩が示されていると見るべきであろう。第三に国民普通教育とその無償に関する要求がきわ立つて高いことが注目される。⁽⁴²⁾またこれら諸要求は全露農民同盟の地方組織が各地で作成した宣言書の内容とも、当然のことながら合致する。⁽⁴³⁾その他の要求として主なもの身分の廃止、死刑の廃止。ツァーリ警察の廃止、政治犯の釈放など「自由」に関する諸要求であり、農民集会決議書の中で、いずれも高い割合を占める。

このような農民集会決議書は農民のみで作成されたものとは考え難い。その内容からみて、明らかに労働者の参加、左翼政党代表の一定の影響が充分見受けられるところであるが、⁽⁴⁴⁾同時に主体はやはり農民であり、或程度それは農民の意識の産物であることもまた否定できない事実であろう。このような二面性に鑑みて、それを手懸りとして農民運動の政治意識を推しはかることも可能であろう。前記サマラ県の決議書はあらゆる農民革命の課題の解決方法として繰返し、普通・平等・直接・秘密投票によつて選出された憲法制定議會の召集を訴えているが、これは明らかに当時の ПОЛПТ ポリシエヴィキの政治要求であり、その影響を強く受けたものと充分推察できる。その意味でこれは急進的・政治的色彩の濃い農民要求である。

しかるに国会に向けて、まるで大河の流れの如くに多数の農民の決議書、宣言書、指示などが持込まれた事実はどうであらうか。これは農民が国会を通じてのその要求が容れられるかも知れないという期待が、幻想が底流をなしている事は否定できない。ツァーリズムの国会開設の狙いもまさにそこにあつたのであり、この点ではツァーリズムの政策は一定の

成果を収めたとも言えるであらう。

農民集会宣言書の中にもこのような国会やまた皇帝に対する幻想が明瞭な形でみられる。例えばニジェゴロド

Хкетопо^ル 県の農民は次のように記している。

「すでに今日では、一八六一年から約四十五年を経過した。我々は彼（地主）に対してこの期間に約一二一五〇ルーブリを支払った。そして我々に厄介に思われるのはこれが何時終るとも知れぬことだ。我々の今日の生活、これは堪え難いものである。……あゝ多くを失った人間の、かかる惨めな状態と楽しからざる生活。この深い闇から逃れるとどんな可能性もない。たゞ残つてゐる唯一の期待といえ、父なるツァーリと我々の選良への期待である。彼等は国会にあつて農民の利益を主張するであらう」⁽⁴⁶⁾（傍点…引用者による）

此処に明らかな如く、当時農民の意識の中のみならず、労働者の意識の中にさえ根深い「父なるツァーリ」《Царь-Гарника》に対する民衆の信仰と国会への期待と幻想が見出される。これが労働者と農民の「勢力の同盟」を形成する上での最大の障害であつたと考えられる。またこの事実^は労働者側からする農村への宣伝活動が不充分である事を示すと同時に、農民の意識の变革が難しい課題である事を示す。このような二面性の中において農民集会決議書を把える時、その内容の著るしい革命性と同時に農民意識における限界性が矛盾しつつ一つの文書の中に結晶したものと見ることができよう。また此処に革命のこの段階における労働同盟の成果と限界を見出しうるのであらう。

※

※

※

ブルジョア民主主義革命としての第一次ロシア革命の重要な構成部分は半封建的土地所有形態の廃棄をめざす農民革命であり、ブルジョアジーが極めて動揺的、権力依存的な当時の客観情勢にあつては、その遂行は労働者と農民の「勢力の同盟」を不可欠の条件とした。これまでの考察から明かなように、両階級の間での主体的、意識的な働きかけと運動の

組織化への努力が国会の内外を問わず活発に行なわれたが、結果的にみればこの「勢力の同盟」は未だ充分に主体的、意識的なものにまで全面的に結実しなかつた。これは変革を志向する勢力の未成熟に起因すると言つて差支ないであらう。またこの事が革命全体の退潮の重要な一因となつた事は周知の如くであるが、しかしこのいわば「失敗」が、後のロシア革命のための礎石になつた事を考慮するとき、その歴史的意義を充分正當に評価すべきであらう。

〔註〕

- (1) ソヴェト史学における労農同盟史に関する研究は文字通り汗牛充棟であるが、主要なもののみ列举すれば次のようである。
- (2) Развитие союза рабочего класса и крестьянства в СССР, Сборник статей, 343 стр., Москва, 1958.
- (3) Из истории рабочего класса и крестьянства СССР, Сборник статей, 272 стр., Москва, 1959.
- (4) А. П. Молчанова, Из истории борьбы за упорочение союза рабочего класса и крестьянства (1924~1925), 264стр., Москва, 1956.
- (5) Борьба КПСС за укрепление союза рабочего класса и крестьянства, Сборник статей, 316стр., Москва, 1963.
- (6) См., П. Кабанов, Р. Ерман, Н. Кузнецов, А. Ушаков, Очерки истории российского пролетариата (1861~1917), стр. 161~224, Москва, 1963.
- (7) П. И. Каймов, Революционная деятельность рабочих в деревне в 1905~1907 гг., стр. 51, Москва, 1960.
- (8) С. М. Дубровский, Столыпинская земельная реформа, стр. 518, Москва, 1963.
- (9) この時期の兵士の運動については次の研究がある。
- (10) Революционное движение в армиях в годы первой русской революции, Сборник статей, 503стр., Москва, 1963.
- (11) Из истории революционного движения армии в начале 1905г. «Доклады и сообщения института истории» вып. 6.
- (12) 民族運動については次のものをあげるに留める。
- (13) Т. Ю. Бурминстрова, Борьба большевиков за интернациональное сплочение трудящихся и развитие национально-освободительного движения в России в годы первой русской революции, «Революция 1905~07 г.г.», стр. 159~192.
- (14) П. И. Каймов, Указ., стр. 41
- (15) 一九〇〇年(四八件)一九〇一年(五〇件)一九〇二年(三

四〇件）一九〇三年（一四一件）一九〇四年（九一件）計六七〇件。

(7) С. М. Дубровский, Крестьянское движение в революции 1905~1907 гг. стр. 38, Москва, 1956.

一九〇五年（三二二八件）一九〇六年（二六〇〇件）一九〇七年（一三三七件）計七一六五件。

(8) 第一高揚期：一九〇五年五月〜七月。第二高揚期：一九〇五年十月〜十二月。第三高揚期：一九〇六年六月〜八月。

(Там же, стр. 42.)

(9) 中央黒土（二一九六件）右岸ウクライナ（九八五件）左岸

ウクライナ（八五〇件）中部ボルガ（七二四件）白ロシア

（六五五件）その他（一二七三件）計七一六五件。

(Там же, стр. 60.)

(10) Там же, стр. 67.

(11) 対地主闘争が五四〇四件で総数中の七五・四%を占める。

(Там же, стр. 65.) この事から農民運動の性格としては

反封建闘争のそれが極めて濃厚であると言い得るが、ストルイビン改革後の時期にはこれにプロレタリアの性格の運動の絡み合いが顕著になつてくる。

(12) 全露農民同盟は一九〇五年春に組織され、その第一回大会は一九〇五年七月三十一日〜八月一日の両日モスクワ近郊で開かれた。

(13) Е. И. Кирюхина, Всероссийский крестьянский союз в 1905г. «Исторические записки» т. 50, стр. 104~105.

(14) 農民代表間の、したがつてまた農民間の著しい見解の相違は土地国有化の条件について生起した。即ち有償により私的土

地所有を廃棄することを主張する方向と、無償により徹底的土地革命をめざす方向とである。なおこの点についての詳細は、拙稿「第一次ロシア革命期の農民革命——その敗因について——」西洋史学論集第8輯を参照されたい。

(15) 第一次ロシア革命史料集の中から革命の最高揚期たる一九〇五年十一月〜十二月の、農民運動が最も激しかった中央

黒土、ウクライナ、パボルジェ、ウラルの諸地方についてみると、この時期、地域に該当する農民集会決議書は三十一種あり、土地問題に関して、私的土所有の廃棄とその国有化を主張するものが二十九（九十三%）であり、それを主張しないものは僅かに二（七%）であつた。（Революция

1905~1907гг. в России, Высший подъем революции 1905~1907гг. ноябрь~декабрь 1905 года, т. I, III.)

(16) С. М. Дубровский, Крестьянское... стр. 138~140

(17) Там же, стр. 141.

(18) П. И. Каинов, Указ, стр. 57—58

(19) 例えばトウーラ県ではこのような労働者は六千人以上を数えた。

たとえばバクーにおいては「Бакинский рабочий»、カザンにおいては「Божский листок»など。また農民向け

の特殊な新聞としては、例えばリシヤゴロドでは「Крестьянская газета»、ヘルンでは「Письма

крестьянам》などがみられる。(С. М. Дубровский, Крестьянское…стр. 145.)

(20) Там же, стр. 145~146.

(21) 例えばトヴォール県では労働者と農民の共同集会が行われ、エカテリノスラフ県にも同様な事例がみられる。またウラルにおいては工場労働者のストライキを近郊の農民が支持し、また一九〇五年のモスクワにおける十二月武装蜂起に際しては近郊農民が労働者に農産物や貨幣を支援し、荷車で運搬した事実が認められる。(Там же, стр. 130)

(22) マニフェストはウィットテ С. Ю. Витте により準備され、皇帝ニコライ二世 Николай II により発布された。その内容は人民に対し「市民的自由」(人格の不可侵、良心・言論・集会・結社の自由)を与え、政治犯の恩赦、国会選挙と立法機関としての国会開設の約束が主要なものである。

(23) ツァーリの命により内相ブルィギン А. Г. Булыгин により一九〇五年八月六日の法律により用意されたのでこの呼称があるが、実際には革命の高揚の中で большевики のボイコット戦術などにより試みは失敗に帰した。

(24) この国会の機構・性格については次の研究がある。

Н. П. Ерошкин, Очерки истории государственных учреждений дореволюционной России, Москва, 1960, стр. 326—368.

(25) Государственная дума (Малая советская энциклопедия, т. III, стр. 35)

ロシア第一国会と農民運動の性格(大畑)

(26) Ф. И. Капнычев, Государственная дума в России, Сборник документов и материалов, Москва, 1957, стр. 74.

(27) Там же, стр. 75.

(28) Там же, стр. 76.

第一国会の会期中に革命運動は再燃した。五月一日と関連して大規模に労働運動が起り、農民運動も一九〇六年春と秋には一九〇五年秋の水準に近付いた。一九〇六年四月二十七日から同年七月九日迄の第一国会会期中にツァーリ当局に対する農民運動は五九九件を数える。(С. М. Дубровский, Крестьянское…стр. 119)

(29) А. В. Завадская, Аграрный вопрос в I Государственной думе и борьба большевиков за

крестьянство. (Большевики во главе первой русской революции 1905~1907 годов, Москва, 1956, стр. 461~462)

(30) Ф. И. Капнычев, Указ., стр. 84.

(31) しかしロシア社会民主労働党第四回大会報告(一九〇六年四月)の中で В. И. Ленин は большевики の農業綱領を全面的につくりあげた。この綱領はトルトヴィキの草案とは異なっていた。トルトヴィキの土地法案のもつ空想的內容について В. И. Ленин はよび批判がもたらされた。(См. В. И. Ленин, Соч. т. II стр. 428)

(32) А. В. Завадская, Указ., стр. 474.

(33) Ф. И. Калинин, указ, стр. 86.

(34) カデットは革命を恐れ、政府への譲歩へと向つた。土地問題に関しては七月六日人民に宥和をよびかけることを提議した。（Там же, стр. 87）

(35) В. И. Ленин は第一国会を次のように評価している。「第一国会は（二十世紀の初頭においては）世界でもっとも革命的な議会であつたし、同時にまたもっとも無力な議会でもあつた。その決定で実行されたものは、なにひとつなかつたのである」（В. И. Ленин, Соч., т. 16, стр. 355）

(36) 皇帝が新たに国会選挙を決定せぬ間はこれら抵抗を行おうと呼びかけたが、やがてこれさえも放棄するに至る。

（Ф. И. Калинин, указ, стр. 88）

(37) 若干例をあげるに留める。リヤザン、Рязан 県では一九〇六年の年間の農民運動一三五件中、九十一件はこの国会解散の時期に起つている。またヴォロネジ Воронеж 県では一九〇六年夏には農民によつて百以上の地主所領の破壊が行なわれている。（Там же, стр. 88）一九〇六年の六月～八月が、三年間の第三高揚期であり、特に七月は全国で六八二件と異常な高きであることは単なる偶然とは考えられない。

（С. М. Дубровский, Крестьянское... стр. 42）

(38) РСДРП Минск グループにより、扱められた類似のピラとして宣言書「全農民に告ぐ」《Ко всем крестьянам》があげられる。（Ф. И. Калинин, указ, стр. 194）

(39) 一九〇六年夏ヴォロネジ Воронеж 県の農民が警察の自宅

捜査を受けた時、РСДРПヴォロネジ委員会のピラが多数発見されている。類似のケースは多い。

（Там же, стр. 195）

(40) Там же, стр. 167～168.

(41) 前記六県七種類の農民集会宣言書はいずれも、多少のニュアンスの相違はあるが、この要求を掲げている。

(42) ニジエコド県のもものは「普通・義務教育と国家の費用にすべての希望者に対する高等教育施設の利用許可」をあげているし、更にミンスク県のもものは「貧しい生徒に対する書籍、参考書と暖かい衣服の無料給付」と具体的要求を展開し、またキエフ県のそれは、これら要求のよつて来たる情況としての教育の欠如を「我々は文盲と無学の中で生活している」と表現している。（Там же, стр. 163, стр. 164, стр. 230）

(43) С. М. Дубровский, Крестьянское... стр. 112.

(44) この点については既に次の論文にその指摘がある。

倉持俊一「ストルイビン改革の一考察」歴史学研究一六〇号、一九五二年十一月、十七頁。

(45) Ф. И. Калинин, указ, стр. 163.

The first Russian Parliament (Duma) and the Character of Peasant Movement

by Masaru ŌHATA

In the years of 1905~1907, the period of the first Russian Revolution, the peasant revolution was one of the most important part of it. Russian peasants wanted to abolish the federal form of land-possessions. From the autumn of 1905 to the spring of 1906, peasant movements were highly raised by the inspirations of labor movements. Tzar government tried to mitigate the the whole revolution by the compromise to give liberals some sorts of political freedom. October manifest gave the people the first Russian parliament (Duma). In and out of this parliament, peasant revolution was developed in national scale, in connection with labor movements. This article tried to analyze the relations between peasant revolution and labor movements in the period of this parliament.